

平成29年勝浦町マラソン議会（4月会議）会議録第1日目

1 招集年月日 平成29年4月25日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 4月25日 午前9時30分 議長 国清一治

散会 4月25日 午前11時52分 議長 国清一治

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	籙公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子	10番	大西一司

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

2番	松下一一	6番	籙公一
----	------	----	-----

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	藪下武史
教育長	椎野和幸	企画総務課長	山田徹
税務課長	久木喜仁	産業交流課長	海川好史
地方創生推進室長	石木正昭		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 河野稔彦

1 議事日程（第1号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例について

日程第5 発委第1号 勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例について

日程第6 町民の声に対する質問

日程第7 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで（第1号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（国清一治君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成29年勝浦町マラソン議会4月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第1，諸般の報告を行います。

会議等への出席状況ですが，3月29日，小松島市で開催された小松島市外三町村衛生組合第1回定例会に大西議員，松田議員と私が出席しました。

3月31日，勝浦町で開催された勝浦町婦人会総会に私が出席しました。

4月3日，勝浦町で開催された第14回勝浦さくら祭りに私が出席しました。

4月11日，勝浦町で開催された生比奈小学校入学式に松下議員，麻植議員，井出議員，大西議員と私が出席しました。

同日，横瀬小学校入学式に仙才議員，美馬議員，松田議員，筈議員，森本議員が出席しました。

同日の午後，勝浦中学校入学式に美馬議員，森本議員と私が出席しました。

4月12日，勝浦町で開催された勝名地区町村議会議長会臨時総会に私が出席しました。

4月14日，勝浦町で開催された戦没者慰霊祭に全議員が出席しました。

4月16日，勝浦町で開催された星谷地区敬老会に私が出席しました。

4月18日，勝浦町で開催された平成29年度勝浦町身体障害者会総会に私が出席しました。

4月20日，勝浦町で開催された今山地区敬老会に井出議員が出席しました。

4月21日，勝浦町で開催された勝浦町老人クラブ連合会総会に私が出席しました。

4月23日，勝浦町で開催された中山及び沼江地区敬老会に森本議員，松下議員がそれぞれ出席しました。

次に，監査委員から平成29年3月分の例月出納検査結果について報告書がお手元へ配付されておりますので，ご報告しておきます。

次に，法第121条第1項の規定により，説明者として出席を求めたのは，中田町長，藪下副町長，椎野教育長，山田企画総務課長ほか関係課長でございます。

なお、本日本日予定の町民の声に対する質問関連で地方創生推進室長の出席を求めています。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 続いて、日程第2、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名いたします。

平成29年勝浦町マラソン議会4月会議における会議録署名議員は、2番松下議員、6番節議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第3、議会運営委員会所管事務調査報告を議題といたします。

議会運営委員会調査結果の報告を求めます。

美馬議会運営委員長。

○議会運営委員長（美馬友子君） おはようございます。

議会運営委員会から報告いたします。

4月14日に議会運営委員会を開催し、4月会議の日程等について協議を行った結果、本日1日の開催といたしましたので、ご協力よろしくお願いいたします。

○議長（国清一治君） ただいまの議会運営委員会委員長の報告に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第4、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。

町長から開会の挨拶並びに本件の提出説明をお願いします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） おはようございます。

平成29年勝浦町マラソン議会4月会議の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

す。

議員の皆様方におかれましては、公私にわたり何かとご多用のところをご出席を賜りまして深く感謝を申し上げますとともに、日ごろから町勢の発展にご尽力をいただいておりますことに対しましても、厚く御礼を申し上げます。

歴史を重ね、29回目の開催となりました元祖ビッグひな祭りは、昨年のブラジル・リオでの人形展示の効果もありまして、例年以上ににぎわいを見せ、また14回目を迎えました今や県下有数の桜の名所となりました生名ロマン街道での勝浦さくら祭りも盛大に開催をされました。ことしも町内はもとより、町外からも多くの皆様方にお越しをいただきまして、春の勝浦を楽しんでいただいたことと思います。

また、3月ひな会議の際にご質問いただきました台湾からのインバウンドにつきましては、先月4月18日に台北での記者発表がありました。来年4月4日、徳島小松島港での過去最大の14万3,000トンのマジェスティック・プリンセスが寄航することが決定をし、ここ勝浦町が花見体験のコースに上がっていると聞いております。町といたしましては、今後県または町内の関係団体との密接な連携のもとで、しっかりと準備に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

さて、本町が取り組んでおります勝浦創生総合戦略に沿って、子育てを応援する施設としまして、勝浦町子育て交流支援センターが3月30日に落成をいたしました。この子育て交流支援センターを、少子化対策に積極的に取り組む町としての情報発信の拠点となる施設として充実させてまいります。

また、4月1日から日本救急システム株式会社徳島支社と救急救命業務委託契約を締結し、救急救命士7名が救急隊員とともに24時間体制で緊急要請に対応できる救急業務が始まりました。今後も住民生活の安全・安心な暮らしを守るため、引き続き消防体制の常備化に向けまして取り組みを努めてまいります。

4月11日には、生比奈小学校、横瀬小学校、勝浦中学校の入学式が行われ、ことしは生比奈小学校20名、横瀬小学校13名、勝浦中学校41名が入学をいたしました。児童・生徒の皆さんが元気に学び、健やかに成長されることを願っております。

春の全国交通安全運動期間中の4月13日に、道の駅ひなの里かつうら前におきまして、交通安全キャンペーンが行われました。キャンペーンには小松島西高等学校勝浦校の生徒の皆さんやこすもす保育園の園児の皆さんにもご参加をいただきまして、ド

ライバーへの交通事故防止を呼びかけをいたしました。町といたしましても、今後とも町民の皆様への交通安全意識の啓発や交通安全施設の整備に向けまして、交通事故防止に取り組んでまいります。

また、4月14日には戦没者慰霊祭がとり行われました。戦没者また遺族の皆様方に対しまして、心からの哀悼の誠をささげるとともに、改めて戦争の悲惨さと幾多のとうとい犠牲があったことを見詰め直し、再び惨禍を繰り返すことのないよう恒久平和の実現に努めてまいります。

それでは、会議に上程をいたしております議案につきまして提案理由の説明をいたします。

報告1件につきましてのご説明を申し上げます。

報告第1号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により町長の専決処分事項の指定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づきまして議会に報告するものであります。

報告第1号は、勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する条例についてであります。

これは、地方税法及び航空機燃料譲与税の一部を改正する法律などが平成29年3月31日付で公布されたことに伴いまして、勝浦町税賦課徴収条例等の一部を改正する必要が生じたため、規定の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、以上で提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（国清一治君） 町長の説明は終了しました。

続いて、担当課長に詳細説明を求めます。

久木税務課長。

○税務課長（久木喜仁君） おはようございます。

それでは、報告第1号、専決処分の報告について詳細説明をさせていただきます。

内容につきましては、お手元に改正内容をまとめた勝浦町税賦課徴収条例改正内容一覧をお配りさせていただいておりますので、本町に関係するものだけについて、こちらのほうで説明をさせていただきます。

一覧をおあけください。

この表の見方ですけれども、左から改正条例、うちの町の条例の条項でございます。その右が改正の地方税法等、国の法律等の条項でございます、次に税目、その次にうちの条例の内容を簡単に書いてあります。それから、今回の改正の内容、あと適用年月日、それと別にお配りしております新旧対照表のこれに対応するページを書いてあります。

それではまず、一番上の条例第24条ですが、これにつきましては、住民税均等割非課税基準が明記されておまして、扶養親族がいる場合、前年所得が28万円に扶養人数に1を乗じた額以下であれば、均等割が非課税になるということでございます。今回の地方税法改正では、この扶養の定義が控除対象配偶者プラス扶養親族から、同一生計者プラス扶養親族というふうに改正されておりますけれども、単語が変わっただけで、定義に変更はございません。ただ、今回は専決しておらずに、6月議会に議案として提案をさせていただく予定でおります。

次に、めくっていただいて、2ページの上から3行目です。

附則第2条の3ですが、これは住民税の所得割の非課税基準が明記されておまして、計算式につきましては、先ほど説明しました均等割額の非課税基準と同様となっております。今回の税法改正では、均等割額の非課税基準同様、扶養の単語訂正のみとなっておりますが、今回の条例の改正作業を行う上で、旧の条例を確認したところ、税法においては、数年前に所得割の非課税基準額が32万円から35万円に引き上げられておったんですけれども、確認してみますと、条例上は32万円のままでずっと来ておるとことが判明しました。そういうことで、今回非課税基準額を35万円に条例上改正をさせていただきたいと思っております。ただなお、税のコンピューターのシステムについては、この税法改正当時から35万円になっておりますので、税額に誤りはなく、住民の方への直接的な影響はないというふうに考えております。ご迷惑をおかけいたしますが、よろしくご理解ください。

なお、同一生計配偶者への待遇の改正につきましては、適用が平成31年1月1日ですが、ただいま説明しました非課税基準額の改正は、29年4月1日、今回改正する必要がありましたので、また同一条項に適用日が異なるということから、今回は非課税基準額のみ改正としまして、同一生計配偶者への改正につきましては、議長のほうと事前に相談させていただきまして、同様の税法改正があります先ほど説明しました

第24条の均等割額の基準，これとあわせて6月議会に議案として提案させていただきたいと考えております。ちなみに，この均等所得割額の改正につきましても，適用年月日は31年1月1日というふうになっております。どうかご理解をお願いいたします。

それから，その下ですけれども，附則第5条です。肉用牛の売却の課税特例，これは非課税の分ですけれども，これが平成33年度まで延長されております。

それから，最後のページ，3ページの一番上でございます。

附則第7条の3です。認定長期優良住宅に認定されました住宅の固定資産が2分の1に減額されております。これがさらに厳しい設定条件に設定された住宅の場合，固定資産税から3分の2を減額を受けれるようになった条項がつけ加えられております。

それから次に，附則第13条です，そのすぐ下の。これは，一定の環境性能を有する軽車両につきまして，初年度の軽自動車税が燃費性能に応じて減額されるものでございます。これが平成30年度まで延長されました。ちなみに，参考に別紙のほうで平成29年度軽自動車税課税資料を添付しておきましたので，後ほどご参考にしておいてください。

以上でございますけれども，先ほど冒頭にも申し上げましたとおり，以前のことはいえ，事務ミスにより大変ご迷惑をおかけする部分もでございますけれども，再発防止に全力を傾けたいと思いますので，よろしくご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 以上で詳細説明は終了しました。

この際，質疑はございませんか。

10番大西議員。

○10番（大西一司君） 32万円と言うのはなんも全然聞いてなかったん，問い合わせはなかったん税務課。

○議長（国清一治君） 久木課長。

○税務課長（久木喜仁君） 私も来たばっかしで，そこまで調べておりませんけども，先ほども言いましたとおり，税金のシステム上，コンピューターについては税法と正しいものになっておりますので，住民の方がきちんと条例を見たら気づくと思う



んですけども、住民の方も多分結果だけ見て税額が合うとるかどうかということで気づかなかつたんだと、それも当然事務方のほうできちんと確認せにゃいかなんだんやけども、そういうことからして多分何もなかつたんだというふうには推測されます。

○議長（国清一治君） 小休していいですか。

午前9時48分 休憩

午前9時50分 再開

○議長（国清一治君） 再開して、ほなきちつと答弁してください。

じゃあ、さっきのをもう一回。

○10番（大西一司君） 全然影響はないとはいえ、実質こういう現実には数字が違うとるわけで、こういった点は、事務的にははっきり言うたら大きなミスになるんで、こういうことにつながらんように今後の対応をお願いしたいとそのように思います。

以上です。

○議長（国清一治君） 久木課長。

○税務課長（久木喜仁君） 今議員のほうからもおっしゃられたとおり、当然チェックというものは基本中の基本でございます。業者に頼ることなく、今後は特に数字関係はきちんと確認をしながらやっていきたいと思っております。

ただ、私もこういう条例上で数字が間違うとったというんは初めて見ましたので、今後なお一層確認をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○10番（大西一司君） 終わります。

○議長（国清一治君） ほかにありませんか。

6番節議員。

○6番（節 公一君） 一番最後の固定資産税のところをちょっと確認したいんですが、これはより厳しい耐震住宅の場合は、固定資産税をさらに減額するというようなことなんですね。というのは、横瀬の地区を宅地造成して、これから新しい家が建つ場合が考えられるんですが、その場合この基準というのは、従来の家を建てるときの耐震の基準がある、それをクリアしとるだけではあかんのですか、よりもっと何か厳しいというのがあるんですか、そこらあたりはどんなですか、これを受ける前に。

○議長（国清一治君） 久木課長。

○税務課長（久木喜仁君） 私も4月に来たばっかしで細かい部分は把握しておりませんし、国のほうから、県のほうからもその説明会とか大きなもののきちんとした説明を受けてないんですけども、長期優良住宅に必要な条件として、耐震性とか省エネ性とか面積とかそういったものがあります。それを今までの基準よりかはさらに例えば耐震性であるとかそういった省エネという数値の部分で、より厳しい条件を設けておるようなんです。それがじゃあ面積が幾らとかそういう具体的なものはまだ情報に入ってません。だけど、よりそういった今言ったような長期優良住宅に必要な条件を厳しく設定すれば3分の2になるということぐらいの情報しか今ございませんので。

○6番（筈 公一君） これは1年間だけなんやね。

○税務課長（久木喜仁君） 違うと思います。

○6番（筈 公一君） 翌年の年度分のということ。

○税務課長（久木喜仁君） それは、例えば28年度中に耐震補強とか新築住宅をした場合に、固定資産税はその翌年から2分の1なり3分の2引き下げられるというようなことです。

○6番（筈 公一君） ずっと。

○税務課長（久木喜仁君） そうです。

○6番（筈 公一君） その後ずっと。

○税務課長（久木喜仁君） 何年後というまでわかりませんが、単年じゃないと思います。

○6番（筈 公一君） これは、翌年の年度分の固定資産税が減額になつとるから、1年だけなんかなと思うのと、それと要は家を建てる人にこれぐらいまでの耐震をしたら固定資産税がさらに安くなりますよというのは、行政が説明するわけにいかんでしょう、そのところに。その情報って、建てる人は、工務店さんなりとかほういう人がちゃんと説明できるようになるんですか、それとも町のほうからほういう説明をするようになるんですか。

○税務課長（久木喜仁君） よろしいですか、議長。

○議長（国清一治君） 久木課長。

○税務課長（久木喜仁君） この長期優良住宅に認定されるのに、県の徳士のほうに申請が行くんです。いわゆる業者さんが多分申請書とかそういう図面をつけたりしな

がら県の徳土へ持って行って、そこで認定を受けた証明書をもって町のほうに固定資産の減額の申請をするんです。恐らく県のほうに申請したらいけるということは、工務店さんとかはそういったことは情報が当然入ってると思います。うちも広報には、この前これにかかわらず、掲示とかそういったものについてのうちに必要なものについては広報に載せるということで、それはする予定でありますので、多分住宅会社だったらこの情報はよく知ってると思います。

○6番（節 公一君） わかりました。かわったばかりと思えないほどのより詳しい説明をしていただきました、ありがとうございました。

○議長（国清一治君） ほかによろしいですか。

3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） 1点だけお願いします。

先ほどのシステム上で更新できてたんで、税額には誤りはないということなんですが、数年前に改正されていたというのは、何年に改正で、条例が何年間変えれてなかったってところをお聞かせくださいますか。

○議長（国清一治君） 久木課長。

○税務課長（久木喜仁君） 申しわけございません、10年とは言わないと思います、改正されてから。私もこれが何年からとずっとさかのぼって調べるほど時間がなかったんです。いつからかと思って、毎年ずっとして過去5年間はシステムは調べてますので、ただ恐らくではいけないんですけども、一番当初10年ぐらい前から、もっと前かもわからんのやけども、そのあたりから税法が変わったけども、条例は変わってない、でもきちんとしたシステムの計算でできておりますので、それはまず絶対に心配ないと思います。

○議長（国清一治君） 3番。

○3番（美馬友子君） 条例って、いわゆるマニュアル的なものなんで、これはインシデントだったんですけど、アクシデントになってはいけないので、課長がおっしゃってたように、チェックをするという機能を大事にしてほしいと思います。それが実際人の手でしかできんと思うんで、その点よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（国清一治君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、以上で報告第1号は終了いたしました。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第5、発委第1号、勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件について提出者の説明を求めます。

議会運営委員長美馬友子君。

○議会運営委員長（美馬友子君） 発委第1号の提案理由等を説明いたします。

勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例について、勝浦町議会会議規則第11条第2項の規定により提出いたします。平成29年4月25日。提出者、勝浦町議会運営委員長美馬友子。賛成者、勝浦町議会議員仙才守、松下一一、麻植秀樹、松田貴志、鄧公一、国清一治、森本守、井出美智子、大西一司。勝浦町議会議長国清一治殿。

次の資料をごらんください。

勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を次のように改正をいたします。別表については、以下のとおりでございます。

附則、この条例は平成29年7月10日から施行する。

ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（国清一治君） 提出者の説明は終了いたしました。

お諮りします。

本件を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 異議なしと認めます。したがって、発委第1号、勝浦町議会の会期等を定める条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

議事日程の都合により、休憩いたします。

午前10時00分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（国清一治君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第6，町民の声に対する質問を議題とします。

提出議員の説明を求めます。

6番議員 笹公一君。

○6番（笹 公一君） 6番議員，町民の声に対する質問を行います。

1月会議で地域再生計画事業として，補正予算が可決されています。この事業は，地域の人材や素材などの資源を生かした勝浦ドラマをつくることを目的とし，内容は，外部講師アドバイザーを招くための業務委託料108万円とふるさと住民票作成費91万4,000円となっています。

まず，地方創生推進室長に尋ねますが，アドバイスを受ける株式会社四万十ドラマの講師への業務委託の執行内容について，次の点について簡潔に答弁願いたいと思いますが，まず講演会の回数と開催日，その開催された場所，そして参加人数，これは一般の人と役場職員関係に分けて答弁をお願いします，またテーマ並びにそれに要した経費について答弁をお願いします。

○議長（国清一治君） 石木地方創生推進室長。

○地方創生推進室長（石木正昭君） 改めまして，本年度から企画総務課地方創生推進室長を拝命いたしました石木でございます。

地方創生事業，病院改築事業等所管事業につきまして，議員の皆様のご教授を仰ぎながら一生懸命に取り組んでまいります。どうかよろしく願いいたします。

それでは，ご答弁申し上げます。

講演会としましては，平成29年3月31日に，道の駅ひなの里かつうらにおきまして，四万十の足元にあるものと題して講演会を行いました。参加者は19名であり，その内訳としまして，一般の方の参加者が8名，役場関係者が11名の出席でありました。なお，この講演会のほかに2回ほど打ち合わせ及び会議を開催させていただきました。第1回目は，平成29年1月31日に四万十ドラマ畦地氏にご来町いただき，役場第2会議室において開催しました。参加者は町地域活性化連合会から1名，町商工会から1名，役場関係者7名の計9名が出席しました。会議の内容としましては，四万十ドラマの取り組みについてお聞きするとともに，そのお話から，地域にある人材や素材の生かし方について学ぶ機会となりました。

続きまして，第2回目ですが，こちらにつきましては，こちらのほうから現地四万

十のほうへお伺いするという格好をとらせていただいております。高知県四万十町にあります道の駅とおわへお伺いをいたしました。参加者につきましては、町商工会から1名、町地域活性化協会から1名、町役場関係者6名の計8名が出席いたしました。内容につきましては、第1回目の会議においてご協議いただいた内容について、実際に見てみようということから、取り組みの現場となっています道の駅とおわを訪問し、四万十ドラマの活動を実際に見て勝浦町に置きかえて、地域資源の掘り起こしと活用方法について考える機会となりました。なお、今回の委託業務に係る経費につきましては、3回の開催を予定していました会議、講演会の事前打ち合わせ、会議の全体進行管理、会議資料の作成等に係る人件費、経費を積算し、契約金額税込みになりますが108万円を決定いたしました。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（節 公一君） ただいま推進室長のほうから答弁いただきましたが、この質問を取り上げた理由は、これは今説明があった3月31日に行われた講演会の件で何人もの人から質問を受けました。開催日にしても3月31日、これは町の婦人会総会が毎年予定されてます。ということは、町長も議長もそちらのほうに出席しますから、この会には出れないわけです、この講演会には。それと、今活性化協会の方も参加されたということですが、この会員の方には、この開催の通知が間際になってきた、それでは日程の調整ができない、参加することができないという苦情も受けてましたし、あと出席した人からは、非常に参加人数が少ない、今一般の人は8名でしたか、これではせつかくの講演会が講師の人に対して失礼じゃないかと、こんな少ない人数で。また、普通こういう会に出席したら、出席する人は出席名簿に記帳します。それで、そういう記帳したやつというのは後日検証するわけです、どういう方が来てくれたかと、それもされてないと。これって本当に町の本気度が疑われるんじゃないかというようにいろいろ厳しい意見なり質問を受けました。

企画総務課長にはそのような住民の声が背景にあるということ認識いただいて、次の項目について答弁願いたいんですが、今回の講演会一番大きな目的は、どういう対象をターゲットにしたのか、若い人をターゲットにしたのか、それとか今までの地域おこしの人のグループを対象にしたのか、役場の職員を対象にしたのか、そこらあ

たりがどうだったのか。また、参加人数の少なさから見て、先ほど言いました開催日に問題がなかったのか、またPR不足ではないのか、これは町の広報紙にも載ってませんし、チラシやポスターが張られたというような形跡もありません。それと、今回の講演は1回です、それに対して、事前にこちらから初めは役場で開いたのに7人が参加、現地へ行ったときには8名が参加と、これだけのために108万円もの経費を使った、このあたりが適正だったのか。また、関連することなんです、この108万円の中には、先ほど言いました広報するためのポスターとかチラシ代は入ってないわけです。ここらあたりについて答弁をお願いします。

○議長（国清一治君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） ご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、3月31日の講演会についての対象はどのように考えていたのか、それと開催日について問題はなかったのか、経費は適正であったのかどうかというふうな3点が主なご質問であろうかと思えます。

まず、対象の件でございますが、31日の講演会におきましては、四万十の足元にあるものと題して、素材や地域資源の掘り起こしを中心に四万十ドラマがトータルプロデュースをした道の駅四万十とおわの商品開発や運営方法、情報発信についてのご講演をいただいております。対象でございますが、基本的には前2回とは違いまして、住民全体の方、先ほど申しました商品開発、情報発信等に興味のある方、こちらのほうを対象にして町民全員を対象にするような格好で企画していたというふうに聞いております。こちらについての情報発信の方法または開催日について問題はないのかというふうなご質問であったかと思えますけれども、PRについては、先ほど申しましたように、町民全体というふうなことを考えますと、町のホームページ、広報紙、町内放送、また各団体への案内、そこらのほうが必要であったかとは思ってはおります。ただ、これがなかなかできなかった背景といいますのは、前2回を生かした講演会として日程調整に手間取って、どうしても3月31日になってしまったというふうなこととは聞いております。その結果として、先ほど申しましたように、一般の町民の方が8名程度というふうに少なくなったことというのは、周知方法、イベントの決定、そこらのおくれに伴う周知がおくれた、遅くなってしまったというふうなことは非常に反省すべき点であるというふうに考えております。今後はそちらのほうの対象

をはっきりと絞り込むのを早目にして、周知徹底、広報方法の多様化等を考えて進めてまいるようにしていきたいと考えております。

あと経費の件でございますが、こちらの四万十ドラマの講演をいただいた方につきましては非常に有名な方ということで、そちらの講演料についてはそこその金額が必要であるというふうには聞いておりますので、その部分との方が持っているノウハウ、こちらのほうを第1回から参加している方へのご教示の費用として契約書においてしたものでございまして、一般論からいうとそのぐらいの費用が必要というふうには聞いております。私も4月からですので、はっきりとした部分について全部お答えできるかどうかわかりませんが、以上のように考えております。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（籾 公一君） 今の答弁を聞く限り、非常に課題は残ります。これは、ただ課長も室長も新しくなられたということで引き継ぎをされたということで、ただし行政は継続でありますので、このことに対しては前任者に十分説明を受けておいてもらいたいというようなことでもありますし、またこのことについては、ずっとおられた副町長がおられますので、後でまとめて副町長のほうに答えていただきたいと思うんですが、もう一つの事業、ふるさと住民票の件ですが、先日先進事例として佐那河内村の取り組みがテレビで紹介されていました。これは、展開の仕方によっては非常に効果があるものと思います。ちょうど私は、来月中学校の同窓会を開くことになっておって、町外また県外に出ている人も多く集まるので、そのときに案内したいと思いますが、推進室長に尋ねますが、ふるさと住民票の目的とサービス内容、特に発行予定日、町のメリットについて簡潔に答弁をお願いします。

○議長（国清一治君） 石木室長。

○地方創生推進室長（石木正昭君） ご答弁申し上げます。

今回本町が導入しますふるさと住民票につきましては、現在勝浦町にお住まいになっていない勝浦町出身の方、また勝浦町に縁があつて勝浦町に訪れたことがあるとか、勝浦町の何らかの産品に触れた機会があるとかそういったことがある人で、勝浦町に愛着を持ち、積極的にかかわりたいという方に、いわば勝浦町のサポーターとなつていただくことを目的としています。

なつていただいた方へのサービスにつきましては、町の広報紙の発送、パブリック



コメントへの参加，条例に基づく住民投票への参加，公共施設の住民料金での利用，相続や親等の介護関係書類の郵送登録の受け付け，ふるさと住民票による本人確認などが一般的なものとされています。本町では，現在こうした一般的なサービスを基本としまして，本町の实情に合ったサービスを検討しているところであります。

発行の予定日ですが，作業的にサンプルカードを作成中であります。今後このサンプルカードの完成及びそれに基づく確認作業完了までにおおよそ1カ月を要するとお聞きしております。そのため発行は，現段階では6月が一つのめどになると考えております。

町のメリットとしましては，このふるさと住民票の交付により，勝浦町のサポーターをお願いする方々によります全国的な勝浦町のPRやそうしたことから結びつく特産物の販路拡大，また現在組織がされていますふるさと会の会員の増加，現在町内で取り組みをいただいていますまちおこし各団体へのこうしたサポーターの皆様の協力などに結びつくのではないかと考えております。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（笹 公一君） ほぼ予定の15分になるんですが，事前に議長のほうから5分程度の延長は許可いただいておりますので，最後に副町長に尋ねますが，この2つの事業は，今執行状況について答弁をいただいた中でかなり問題になっているところがあると思います。

まず，委託業務のほうです。これは，担当が今回は企画総務のほうでしたんですが，やはり交流とか地域おこしをするのであれば，新しくできた活性化協会のほうが担当するのがふさわしいのではないかなど。といいますのは，案内も活性化協会のほうに出してますし，参加も活性化協会の会員のほうがされている。また，PRの仕方も，予算のときにはPRのほうに計上してなかったわけですが，108万円の委託料をそのまま委託のほうにしているわけですから，そこらあたり。それと，課長からも答弁いただきましたが，費用対効果，ここらあたりが副町長として課題はないのかどうか。

それと，ふるさと住民票にしても，これは補正予算で出されたんです。補正予算というのは，緊急を要するから補正するのであって，先ほどの説明では，今のままで

行けば6月ぐらいの発行になる、非常に事業がおくれているということから考えて、この点について副町長の考え方をお願いします。

○議長（国清一治君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） 今ただいま審議員さんのほうから幾つかご質問いただきました。

まず、事業の担当課につきましてでございますが、おっしゃるとおりですが、今回この事業につきましては、1月の会議で補正予算ということでお認めいただいた予算でございます。本来事業実施に当たりましては、昨年6月に設立をいたしましたお話しのとおり勝浦町地域活性化協会、これが発足しておりますので、こちらほうが主体になるほうが望ましいということだとは認識をしております。そうはされながら、これまで諸事情等によりまして、現在も体制整備をしている途上というところもございまして、こういった状況の中で、現時点としましては、企画総務課地方創生室を中心といたしまして、産業交流課やまた地域活性化協会の事務方と連携をとりながら事業を執行してまいったところでございます。今後地域活性化協会につきましても、将来の法人化へ向けて目指しておりますので、体制整備について着実に進めてまいりたいと考えておりまして、実施主体となるように強化を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

それから、費用対効果、ふるさと住民票のほうも含めてでございますが、費用対効果につきましても、先ほど課長のほうからも答弁させていただいたところでございます。内容につきましては、そういった形で事業を実施させていただいたところがございますけれども、今後経費につきましても、実地調査を今回させていただいたということで、実際に当町の机上だけの話じゃなくて、将来に向けての6次産業化とかこういった部分に関連しての商品開発などについてのノウハウをお持ちの団体でもございましたので、こういった私どもが目指すところ、地域活性化協会が目指すところの将来像ということで拝見させていただいたところでもございますので、今後の組織体制それから今後の事業内容、こういったものを構築する中で生かしてまいりたいと思っておりますので、こういったところで十分効果を発揮できるように努めてまいりたいと思っております。

ふるさと住民票につきましても、時期がおっしゃるとおり、1月補正でいただいた

ものですから、私自身も5月から県外でのかつうら会とか関東でのかつうら会がご  
います、こういったところでご紹介し、入っていただけるようにしたいと思ってい  
たところがございますが、こちらも率直に事務のおくれということでおわびする  
ところがございます。現在室長のほうから6月ということで新たな目標を示せて  
いただきました。関東かつうら会にはぜひとも間に合うように、今後事務を迅速  
に進めてまいりたいと思っておりますので、こちらについてもご理解賜ればと思  
っています。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（笹 公一君） 最後になりますけれども、副町長、この外部アドバイザー  
の業務委託の件です。補正予算の提出時の説明では、この事業は平成29年度も  
引き続いて行うというような継続するということでしたが、予算的にこの29年  
度の予算ではどうなっているか、またどのような取り組みをしていくのか、簡  
潔にお願いします。

○議長（国清一治君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） 29年度の取り組みでございます。

先般3月議会で当初予算についてのご審議をいただきまして、現状としまして  
は、29年度当初予算には計上しておりません。これにつきましては、1月の補  
正予算に認めていただきまして、先ほど室長、課長から事業目的それから事業  
の内容についてご説明させていただいたところがございます。この結果を踏ま  
えてまして、四万十ドラマがご実施の取り組み状況、団体によってそれぞれ  
特性がございますので、そういったところ、それと当町の状況、当町の地域  
活性化協会の状況、こういったものを比較させていただきまして、四万十ド  
ラマの取り組みにつきましては、道の駅も今現在運営しているというところ  
、それから将来的には本町は、先ほども申しましたように6次産業化によ  
る商品開発などを目標としておるところでございますが、何分現時点では、  
そういった収益部門については将来的には有効であるとももちろん認識をし  
ているところでございますけれども、現状からするとまだそこまでの事業に  
取りかかれるほどの余力がなかなかないというところで、時期尚早では  
いかという考え方、また先ほど申しましたように、体制整備のほうも早  
急に整える必要もございますので、こういったところから総合的に判断いた  
しまして、29年度の契約については、残念ながら今のところ見送っている  
ところがございます。今年度地域活性化協会におきまして

も、先ほど申しましたように、整備を図りながら着地型観光の事業であるとか、それから移住モニターツアーの実施、またそういったところでの観光に関する事業、またAIR事業とか移住体験モニターツアー、こういったものを進めてまいりたいと思っておりますので、まちおこしを進める上で必要な知識、技能の習得に努めてまいりたいと考えておるところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（国清一治君） 6番議員。

○6番（節 公一君） 先ほども言いましたけど、補正予算というのは、急ぐから、重要やからするわけです。それで認めて事業が翌年度も予定されているのに、当初予算に計上してない、ここらあたりが非常にちぐはぐなことと思いますし、本来ならもっと掘り下げて質疑を行うところでありましてけれども、今回は町民の声に対する質問ということで時間的な制約もありますので、あとは一般質問で取り上げていくことがあるかも知れません。また、業務委託料などについては、その効果は決算審査のほうで精査することになると思いますので、今回の質問は以上とさせていただきます。

○議長（国清一治君） 関連質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ないようですので、続きまして3番議員美馬友子君。

○3番（美馬友子君） 町民の声に対する質問をお願いします。

今回地方創生推進室の新体制と病院改築に向けての病院基本構想に対する町民から寄せられたパブリックコメントについて2点お聞きしたいと思います。

初めに、地方創生推進室が昨年新設されました。目的は勝浦創生総合戦略を着実に推進していくために設けられたと思いますが、病院改築に向けてもこれから先4年、5年かかると思われますが、その取り組みを始めたばかりでなぜ執行体制が変わったのでしょうか、チーム編成がなぜ今なのかお聞きしたいと思います。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 皆さん、こんにちは。

四国大学の本田先生初め、学生の皆様方、ようこそ勝浦町にお越しをいただきまして、皆様方を心からまずもって歓迎をさせていただきます、ありがとうございます。

それでは、3番議員の質問にご答弁を申し上げます。

国挙げての地方創生というようなことございまして、本町にとりましても、人口

減少の問題また地域の活性化の対策等々につきまして、現在町民の皆さんの声を聞きながら勝浦創生総合戦略を計画をいたしておるところでもございまして、31年度までの事業というようなことでございます。本年の3月のひな会議におきましても、ちょうど所信表明の中でも、この事業にとりましてはちょうど折り返しのところだというようなことも申し述べております。そうしたことで、既に子育て交流支援センターにつきましては、改築が終わって完成を見ておりますし、また勝浦地域活性化協会につきましても立ち上げも行っております、また勝浦病院の医師の確保というような懸案事項でございましたけども、職員として1名採用することもできております。そうしたことで一定の成果が上がっているというようなところでもございまして、しかしながらまだまだ全てスタートしたばかりで、事業はスタートしておりますけども、なかなかK P I の関係が重要な指標のところまでは行っていないのが現状でございます。そうした中でなぜというような話でございますけども、今後ともやはり人事でございますので、迅速かつ的確に事業を推進するために、より一層加速化をすることによりまして、一日も早い目標完成に向かって取り組んでいきたいという思いでやっておるところでもございますので、どうぞご理解いただきますようお願い申し上げる次第でもございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） 町民の皆さんが始まったばかりの推進室なのに、これから毎年変わっていくんだろうかということは聞かれることがあるんで、私はこの5年間の総合戦略が達成すれば解散になるかもわからない室ですけど、今は重要なポストなのというお答えしか返事が返されていないんですが、本当に変更した戦略は何かということ。人事のことで私たちは立ち入ることはできませんが、私も職業を持っていながら異動する際は、この目的であなたは異動するんだという話も上司から聞いて、そのために頑張るといふことがあるんで、新体制に対する期待とか何を充実するためにこの新体制が変わったのかということをもう少し具体的に聞くことはできないでしょうか。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 今回の人事異動についての期待というところの質問でござ

います。

議員ご指摘のように、28年3月に地方創生推進室を設置をいたしてございまして、今回新たな体制のもとで、特に勝浦創生総合戦略のより一層の推進ということがまずもってスタートでございます。それ以外に特に勝浦病院の改築、また将来の医師確保対策というのが非常に大きな平成33年の完成に向けてこれからスタートを切って取り組んでいく重要な課題の中でございます。そうしたことと、そして常備消防化に向けた救急救命士を今回7名の委託というようなことで配備もしておりますけれども、そうした2点のことにつきまして、町民の安全・安心という観点からも、ぜひともこの事業についてはしっかりと取り組んでいきたいというようなあらわれでございまして、内部的には病院関係の職員を病院とのより緊密な連携を図りながら、取り組みを着実に図っていききたいというような思いで、今回人事もやっているところでもございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） 病院改築33年完成に向けてしっかりと頑張っていくとか、消防の常備化に向けてということで、活性化しない組織には未来はないと言われております。元気な地域であり続けるために、石木室長も一生懸命頑張ると言われておりました、本当に元気な地域であり続けるためにも新体制に期待しております。

それでは、2つ目の質問に移りますが、病院基本構想に対する町民から寄せられた意見、パブリックコメントの内容をお聞きしたいと思います。

○議長（国清一治君） 石木室長。

○地方創生推進室長（石木正昭君） ご答弁申し上げます。

今回パブリックコメントとして募集をかけましたところ、12名の方から88件のコメントをいただきました。

内容につきましては、医師に関することや病院の災害対策、移転することによる薬局や喜楽苑との動線など、多岐にわたるコメントをいただきました。特に重立ったものとしては、病室に関すること、食堂及び売店の設置に関すること、薬局への動線、院内薬局の希望等、薬局に関すること、在宅医療の強化等、在宅医療に関すること、バス停留所の設置に関することについて、また小児科、小児医療に関すること、

リハビリテーションの強化などとなっています。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（国清一治君） 3 番議員。

○3 番（美馬友子君） パブリックコメントは、行政が形式的に行っているだけで、実際には意見が反映されないということも聞かれております。今後どのようにこの意見を取り扱うのかをお聞きします。

今回区の総会の時期でもあって、救急救命士の業務説明と同時に病院改築の説明を行っていただいて、パブリックコメントの用紙も各地区で配っていただきました。そのことによって、いつか自分も病院に通わなくてはならないと思っている人たちとか、誰もがこんな意見を書いてもいいかなということが理解できて、たくさんの意見ではあります、12名という意見をいただいたと思います。今までのパブリックコメントの中でも、数的には一番多かったのではないかなと思っているんですが、今後計画の推進にぜひ効果的に生かしていただきたいと思っています。今後の取り組みをお聞きしたいと思っています。

○議長（国清一治君） 石木室長。

○地方創生推進室長（石木正昭君） ご答弁申し上げます。

今回いただきましたコメントでは、基本構想の変更に関係するものはありませんでしたが、今後進めていきます病院改築の基本計画、基本設計を行う上で参考となるコメントが多数ありました。例えばなんですが、現在の病院施設の跡地利用につきまして、基本構想の中では、駐車場としての機能を維持しつつ、遊歩道や緑地など、地域住民の交流スペースとして有効活用を図りますとしています。跡地利用案として、今回跡地を車椅子での散歩やリハビリテーション、運動療法への活用、また町民の健康増進を目的とした総合公園を設置するなどして活用してはどうかとのコメントをいただきました。跡地利用案として基本計画以降の参考にしたいと考えています。

こうした点を含めまして、今回いただきましたコメントにつきまして、十分に精査、検討しながら、基本計画、基本設計を行っていきたいと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（国清一治君） 3 番議員。

○3 番（美馬友子君） 最後に、公表はどのようにしていくのでしょうか。手渡しで

窓口に来ていただいた方もあると思うんですが、ホームページで公表するとなれば、見られない方もきっとおると思います。そしてまた、このパブコメには個人名を記入している理由があると思うんです。そのためにもしっかりとその人に役場の意見として戻してあげたいと思います、そのことはいかがでしょうか。

○議長（国清一治君） 石木室長。

○地方創生推進室長（石木正昭君） ご答弁申し上げます。

いただいたコメントにつきましては、現在取りまとめ及びさまざまな関係者の方のご意見をお伺いしながら、町としての考え方を今検討している段階であります。公表時期につきましては、現時点では明らかにできませんが、こうした作業とか確認作業が完了次第できるだけ早い時期に、まず町のホームページに公表することとしています。これにつきましては、紙媒体にすればかなり膨大な量になると思いますので、現段階では、まず町のホームページで公表と考えております。

また、コメントいただいた方につきましては、特にパソコンをお持ちでない方とかが想定されますので、書類の郵送等の検討により、コメントの公表に努めてまいりたいと考えています。また、紙に落としますとかなり膨大な量になると思いますが、欲しいという方についての対応につきましても、紙媒体の用意ということで検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（国清一治君） 3番議員。

○3番（美馬友子君） しっかりと意見を町民のほうにも戻してほしいと思います。町民の皆さんが利用できる魅力ある病院となるためにも、今後さらに現場にも足を運んで、いろんな方から意見を聞いてほしいと思います。

以上です。

○議長（国清一治君） 関連質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、続いて9番議員井出美智子君。

○9番（井出美智子君） 町民の声に対する質問をさせていただきます。

まず最初に、休職者についてでございます。

3月議会の最終に議会に対しても、今職員が休職者がふえている、それで3名、し



かしその上予備群も見受けられるということを知っています。4月入ってから3人から4人になっているということを知っています。役場の体制はどうなっているのかお聞かせください。

○議長（国清一治君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 議員ご質問のとおり、休職者、病休者合わせて、4月から4名となっております。原因といたしましては、いろいろなものが複合的にかかわって、心身の不調者になっているようなこととは思いますが、その原因の大きなものとしては3点ほどあるかと考えております。1つは業務量の増加と複雑化、2つ目としましては、住民ニーズの多様化による相談等に対応するための多岐にわたる知識を得なければならないというストレス、3点目としましては、その今言いました2点を踏まえた中で、課の内部とか役場内での協力、協調関係の不足があるのではないかというふうに考えております。これらによりまして、先ほど申し上げましたように、心身ともにストレスが蓄積されて、傷病に発展してきているようなことであろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 9番議員。

○9番（井出美智子君） 11月議会の質問の中でも、町の臨時職員の割合が正規の職員の3分の1近く占めていると。これを考えますと、正規の職員の今課長から答弁をいただきましたけども、多岐にわたるストレスが正規の職員にもかけられておって、だんだんと休職者がふえている状況にあるということが推察されますが、こういうふうに休職者がふえてまいりますと、残された職員に対する業務負担がますます大きくなって、予備群がさらにふえることが予想されて、本当に心配になります。役場として、この対策をどのように考えておられるのかお聞かせください。

○議長（国清一治君） 山田課長。

○企画総務課長（山田 徹君） 役場としてどのような対策を講じていくのかというふうなことではございますが、先ほどの原因を改善するための大きな方針といたしましては、業務の選択、収集によって、現人員あるいは臨時職員等の人数を鑑みて事業を実施し、計画的に事業を行うことで、その人員を柔軟な配置、確保して、実施していくことが大きな区分では必要かと思っております。

また、個々の原因となっている事象、原因の改善も合わせて取り組んでいく必要が  
あるかと思えます。大きな部分は、人員、事業の集中と選択、人員増になるかと思  
いますけれども、個人の部分につきましては、先ほど申しましたように、環境改善  
案、休職者の復帰に向けての改善・復帰プログラムの構築等を行い、対応をしていき  
たいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 9 番議員。

○9 番（井出美智子君） 公務員は、そういう面では病休は最大3年間とれると聞いて  
おります。大事な職員をしっかりと大事に復帰していただいて、さらに休職者がふ  
えることのないような執行体制をとれることを期待いたします。

本当は町長に聞くべきことでした、なったばかりの企画総務課長に聞くのは本当  
にきついことです。町民に対する質問は、基本的に課長にお尋ねする、町長には遠慮  
するという最初に決まったところのお約束だったので、非常に私は遠慮して町長には  
聞きませんでしたけれども、今の企画総務課長の答弁をしっかりと町長は受けとめて  
いただいて、これ以上休職者がふえることのないように、働きがいのある役場にし  
ていただくように強くお願いして、次の質問に移りたいと思います。本当はもっと詳  
しく聞きたいんですが、個人のプライバシーの問題があります。一人一人の職員がな  
ぜ休まれたかということ、こういう公の場で聞くことは忍びないことですから、執  
行部がしっかりと個々の職員に対応していただいて、早期復帰を援助してくださるよ  
うにお願いして、次の狩猟免許所持者に実践指導をという質問に入ります。

一般質問でこれも取り上げるべき内容ですが、なぜこの時期にするかといえ、み  
かんが終わって、生産農家は少しゆとりがあります。この時期にしっかりと狩猟免  
許、日ごろ日々の労働に追われて取り組めないことも取り組める時期に、4月、5月  
が生産者でいえばまだゆとりがある時期ですので、ぜひこの時期に狩猟免許所持者に  
実践指導をということを取り上げていただきたいと思います。

全国農業新聞を見ておりますと、狩猟免許所持者に実践指導と大阪ハンティングア  
カデミーということ全国で初めて取り組んでいるわけです。免許を取得した人に対  
して、猟友会が実践指導する、これを読んでびっくりしたわけですが、免許を取った  
人に実践指導をするということは、公の場でこういう取り組みが行われていなかった

んだなということを知ってびっくりしたわけです。狩猟人口は、高齢化に伴い減少しておる、勝浦町でも減少しておる。だから、免許を取る補助金は出してくれます、私も1月に取りましたが、免許を取るための診断書と免許の受講料は町が補助をしてくれました。何とか受かりました、でもわなの仕掛け方わからないし、とる意欲はあってもどうしていいかわからないというのが実態です。免許を取っている人でなければ、鳥獣を捕らえてはいけないという法律があるので、免許を取る人をふやす必要もあるし、せつかく免許を取った人をきちっととれるようにする、そこまでの指導が町にも必要ではないかと思えます。この記事を読みますと、狩猟免許を取得しても、継続的に有害鳥獣の駆除を行う人は1割程度にとどまる、町内でもどっちかっていうと、それを半ば職業としている人が熱心にとられているだけで、なかなか一農家の人継続的にとるということはできていないように思います、課長、いかがでしょうか。

○議長（国清一治君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） お答えをいたします。

勝浦町におきましては、約80名ほど狩猟免許取得者がございますが、実際に捕獲をしていただいて、報償費等を支給している人が約40名ほどということで、大阪の1割程度といった内容からすると、割とまだ実際のペーパードライバーという形ではなくして、実動していただける免許取得者が多いのかなというふうにも考えております。大阪につきましては、全国農業新聞の記事を確認いたしました。大阪府猟友会が主催して、大阪ハンティングアカデミーとして1年をかけた座学講座と現場での実践指導を実施しておるという内容を拝見しておりますけれども、徳島県猟友会におきましても、狩猟免許取得者につきましては、取得後3年未満の者を対象として、くくりわなについての技術向上講習会を年数回を実施してございます。大阪のように年間を通じた形での指導ということは現在できておりませんが、本年度も実施していただくよう県猟友会のほうにも要望をしていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 9番議員。

○9番（井出美智子君） 町にやってほしいことは、これは県の猟友会の講習に年3回程程度に参加しろというそういう案内をいただけるということですね。

そうしたら、もう一つお尋ねしたいことがございます。とったイノシシや鹿をさばくということがなかなか素人にはできないので、そういうさばき方の講習は町内ではできないのでしょうか。

○議長（国清一治君） 海川課長。

○産業交流課長（海川好史君） 今町内のベテランのハンターの方もおりますので、そうした実際の実践指導なり、とったジビエ料理というか解体の仕方等について、指導できる方がいるか、ベテランのハンター等について打診はしてみようかなというふうには考えてございます。

○議長（国清一治君） 9番議員。

○9番（井出美智子君） 先日も課長からチラシをいただいて、グランヴィリオホテルで県の主催した京都のハンターの方の経験と、それからジビエ料理をいただく講習会に参加しました。女性の方も数多く参加されて、私の隣りに座っておられる若い子育て中のお母さんで小さい男の子を抱いて座られてたんですが、その方は女性ハンターで、実際に猟銃を持って走ってたというんです、学生時代。そういう方の話を聞いておりますと、やっぱり結婚して子供ができると、山を駆け回ることができなくなって、最近はとっていないということでしたが、私は教えてもらえっていても、なかなか近所の料理もできるしさばける人は余りにも忙しくて、個人的にお願いするっていうことができないんです。だから、個人的に習ってくださいって言われましたけど、余りにも農作業が忙し過ぎて、その方に個人的にお願いすることができないという実情がありますので、ぜひ課長、私のような初心者がどんどんと有害鳥獣がやっつけられるようになるように指導をよろしく願いして、今回の質問を終わります。

○議長（国清一治君） 関連質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 以上で町民の声に対する質問は終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり派遣することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

お疲れさまでございました。

午前11時52分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員